

生活保護制度の概要

1 生活保護とは

(1) 生活保護の目的

生活に現に困窮している方に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としています。

(2) 保護の対象者

資産、能力等をすべて活用した上でも、なお生活に困窮した方を対象としています。資産、能力等とは、不動産等の資産、働く能力の活用等、利用・活用が可能なものはすべて含まれます。また、扶養義務者による援助を受けられる時や、各種の社会保障施策による給付が利用できる場合は、生活保護より優先されます。

(3) 保護は世帯単位で行われます

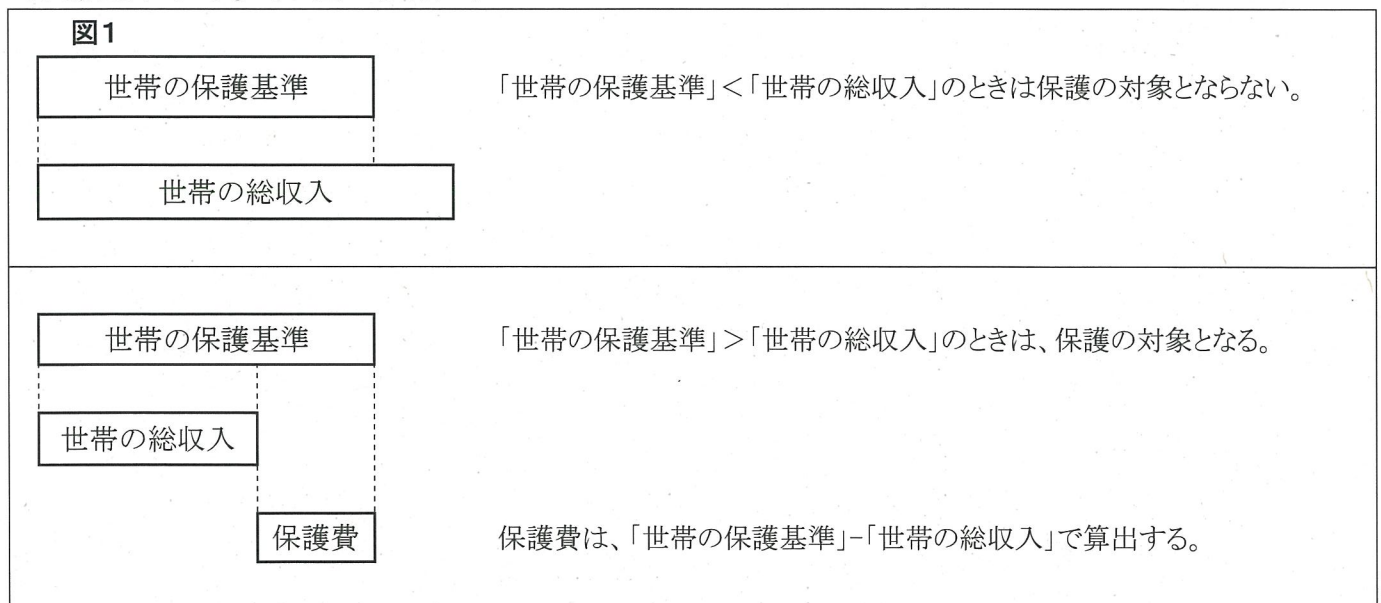
生活保護は世帯単位で行われます。この場合の「世帯」とは、住民票上の世帯に関わらず、現に同じ住居と一緒に生活し、生計を共にしている方全員のことです。原則として生計を共にしている方全員（世帯員）を一つの世帯とし、世帯ごとに生活保護は行われます。世帯のうちの一部の方、世帯員個人ごとに決定されるものではありません。

(4) 「保護の基準」と「実際に支給される保護費」

保護費は保護の基準とその世帯の総収入により算定されます。保護の基準とは、健康で文化的な最低限度の生活を維持するのに必要な最低生活費を具体的に金額で示したもので、厚生労働大臣が、各地域別に定めています。

そして、この保護の基準によりその世帯について具体的に計算した「世帯の保護基準」と「世帯の総収入」を比較して、収入のほうが低ければ、生活保護の対象となります。

保護の対象となった場合、「世帯の保護基準」と「世帯の総収入」の差額が保護費として支給されます。（図1参照）



※ 世帯の総収入とは、世帯全員の収入の合計で、勤労収入・援助・年金・手当等すべての収入が含まれます。なお、一部収入から控除されるものもあります

(5) 保護の内容

保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助から構成されています。医療扶助、介護扶助は、医療機関等からの現物給付を原則とし、それ以外の扶助は、金銭給付が原則です。

2 生活保護の手続き

(1) 保護の相談・申請

生活に不安を感じたときは、お早めに相談においでください。生活保護制度のご案内はもちろん、他の制度・施策の利用・活用のご案内も行っています。

生活保護を受けるには、ご本人、その他扶養義務者、又はその他の同居の親族による申請が必要となります。実際に住んでいる住所を管轄する福祉事務所に申請してください。

(2) 保護申請時の調査

保護を申請されますと、担当職員がご自宅にお伺いして調査を行います。また、原則として、金融機関・官公署等に資産照会を、援助を期待できる扶養義務者へ扶養照会を行います（ご事情がある場合は配慮しますのでご相談ください）。

(3) 保護の可否の決定

調査が終了すると、保護の可否が決定され、申請者に通知されます。決定は、原則として、申請から14日以内になされます。

3 生活保護受給中は

(1) 保護費の受取り、医療扶助

保護費は、毎月初旬に、福祉事務所窓口又は金融機関で受け取ります。

保護受給中は、国民健康保険の被保険者となれませんので、医療機関を利用する場合は、福祉事務所から医療券の交付を受け、医療機関に持参することになります。

(2) 保護受給中の調査・指導

保護受給中は、定期的又は随時に、職員がご自宅を訪問いたします。必要に応じて、医療機関への受診、資産・能力の活用の指導を行います。

(3) 保護受給者の義務

保護受給者には、常に能力に応じて勤労に励み支出の節約を図り、生活の維持向上に努めていくことが義務付けられています。

また、収入・家賃・就労状況・病状等世帯の状況に変更があった場合、及び福祉事務所から求められた場合は、申告・届出が義務付けられています。

4 審査請求・苦情調整等

保護の決定に不服があるときは、審査請求や訴訟によって争うことができます。

また、生活保護の相談や、保護受給中の対応に苦情があるときは、「目黒区保健福祉サービス苦情調整委員」に苦情を申し立てることができます。

(問合せ先) 目黒区福祉事務所 生活福祉課 相談援護係

153-8573 目黒区上目黒二丁目19-15 目黒区総合庁舎2階

電話 03 - 3715 - 1111 内線 2711、直通 03 - 5722 - 9853

(令和3年11月)